

お知らせ information

2024 4

■「文化振興育成補助金」の申請を受け付けています

市では、青少年等(30歳以下の方)が所属する文化団体に對し、補助を行っています。

【国内文化派遣・交流事業】

①全道予選等を経て全国大会に出場する際の補助。補助額は最大で25万円となります。

対象者／
(1)稚内市文化協会に加盟し、構成員に青少年等を含む文化団体
(2)その他の団体で、設立目的が文化振興であること
を明文化している団体規約を有し、構成員に青少年等を含むなど、諸条件を満たす団体

受付期間

5月31日(金)まで(必着)

申請方法

補助金の対象に該当するか確認するため、まずは市社会教育課までご相談ください。対象となった場合は、申請書に必要な事項を記入し、郵送またはご持参ください。
申請書入手方法／
市社会教育課窓口または市ホームページからダウンロードしてください。

【指導者招へい事業】

市外から指導者を招へいし、団体の技能向上を目的として開催される講習会等に対し、対象経費の2分の1を補助。年間3回を限度とします。

問い合わせ

市社会教育課社会教育グループ

☎23・6056

■軽自動車税種別割の納税を忘れず！

令和6年度軽自動車税種別割納税通知書の発送は、4月12日(金)を予定しています。

納期限は**4月30日(火)**となっておりますので、忘れずに納付してください。

なお、4月19日(金)までに納税通知書が届かなかった場合は、ご連絡ください。

■身体障害者手帳等をお持ちの方

課税対象者で、身体障害者手帳等をお持ちの方は、申請により納税が免除される場合があります。書類等の提出が必要となりますので、詳細は問い合わせください。

さい。

申請期限

4月23日(火)まで

問い合わせ

市税務課資産税グループ
☎23・6393

問い合わせ

市税務課収納グループ
☎23・6394

■高齢者肺炎球菌の定期接種対象者が変わります

これまで、国が定めた時限措置として65～100歳までの5歳刻みの方を対象としてきましたが、令和6年度からは、次のように対象者が変わります。

対象者

市内に住民票があり、過去に肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方で、
①65歳の方
②60～65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能

問い合わせ

市健康づくり課地域医療グループ
☎23・4000

■特別障害者手当等受給者の皆様へ

令和6年度の特別障害者手当等の手当額は、令和5年の物価変動率に基づき、3.2%の引き上げとなります。

これらの手当の支給を受けるためには、市社会福祉課の窓口で認定請求の手続きが必要です。各種手当の対象者は次のとおりです。

【特別障害者手当】

精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活に常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の方

【障害児福祉手当】

精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活に常時特別な介護を必要とする在宅の20歳未満の方

【特別児童扶養手当】

精神または身体に中程度以上の障がいがあり、日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の児童を養育(同居または監護)している方

※所得や施設入所などによる

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧、固定資産課税台帳の縦覧

令和6年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と、固定資産課税台帳の縦覧ができます。

縦覧・閲覧の際には、本人確認書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)をご持参ください。(所有者と申請者が異なる場合は、委任状と本人確認書類が必要です。)

借地人・借家人等の方も、地主・大家所有の資産のうち、借地・借家部分の内容を閲覧できますので、その関係が証明できる賃貸借契約書等を持参してください。

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

お持ちの土地や家屋等と、同一区内にある同様の種類の資産の価格等が比較できます。

縦覧期間

5月31日(金)まで
8時45分から17時30分
※土日・祝日を除く

縦覧場所

市役所1階 税務課

■固定資産課税台帳の縦覧

お持ちの固定資産の課税内容が確認できます。
縦覧期間／
令和7年3月31日(月)まで

問い合わせ

市税務課資産税グループ
☎23・6393

る支給制限があります。詳しくは、問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

市社会福祉課障がい福祉グループ
☎23・6453

■令和6年度の各手当額(月額)

手当の種類	手当額
特別障害者手当	28,840円
障害児福祉手当	15,690円
特別児童扶養手当(1級)	55,350円
特別児童扶養手当(2級)	36,860円

8時45分から17時30分
※土日・祝日を除く

縦覧場所

- ・市内全域の縦覧…市役所1階 税務課
- ・宗谷地域(宗谷支所管轄区域)の縦覧…宗谷支所
- ・沼川地域(沼川支所管轄区域)の縦覧…沼川支所

※登録された価格について不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日から3か月までの間に、稚内市固定資産評価審査委員会(市税務課内)に審査の申出をしてください。